

過疎地域の持続的な発展の実現に向けた新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎地域は、食料・水・エネルギーの生産・供給にとどまらず、多様な生態系の保全、都市とは異なる新しいライフスタイルが実現できる場など様々な価値・役割を有しており、多くの国民が過疎地域に対する支援や対策の必要性を認識している。

しかしながら、これまで累次の過疎対策により、産業の振興、交通等の施設整備、情報通信環境・地域医療・教育の機会の確保等に一定の成果を上げてきたものの、人口減少の加速、公共施設の整備水準の格差、公共交通手段の確保、医療・福祉分野の担い手の確保等の課題が残されている。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域の持続的な発展を実現していくためには、これまでの取組を途絶することなく、引き続き総合的かつ過疎地域の実情に応じた支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく施策を確立・推進することが重要である。

よって、下記事項を十分反映し、新たな過疎対策法を制定するよう強く要望する。

記

1. 新たな過疎対策法においても、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
2. 過疎対策事業債（ハード分・ソフト分）について、過疎対策事業が円滑に実施できるよう必要額を確保すること。また、対象事業についても、上水道事業に統合した旧簡易水道事業を対象とするなど、過疎地域の特性を反映した財政措置の拡充を図ること。
3. 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て施策の取組への支援を図ること。
4. 住民が安全・安心・快適に暮らせるよう、医療の確保、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、教育の振興並びにインフラ整備の推進等、生活基盤の確立に向けた取組への支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月7日

田辺市議会議長 安達克典

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

国土交通大臣